

入 札 公 告

下記のとおり入札に付します。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 : 政府備蓄米の買戻し条件付売渡し
- (2) 対象米穀 : 別紙1の「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し対象米穀一覧表」（以下「対象米穀一覧表」という。）による。
- (3) 入札数量の上限数量 : 農林水産省農産局長が入札参加者別に設定する数量。
この数量は、各受託事業体が入札に付す政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係るすべての対象米穀に対する入札数量の上限である。
- (4) 申込数量の制限 : 入札書に記載する申込数量は、対象米穀一覧表の各整理番号の提示数量を超えてはならない。
対象米穀一覧表の提示数量が30トン未満の整理番号については、入札書に記載する申込数量を、当該整理番号の提示数量の全量とする。
- (5) 入札方法 : 入札は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、容器包装代込みの玄米60キログラム当たりの価格及び数量（トン）により行うものとする。
初度の申込みに係る入札において落札残が生じる場合は、落札残について入札を行う。
入札は、政府所有米麦情報管理システム（以下「米麦システム」という。）の機能を用いて実施する。
- (6) 引取期限 : 令和7年6月末日（ただし、同日が引渡場所となっている倉庫業者の休日に当たるときは、その前営業日とする。）

2 入札に参加する者

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和7年2月14日付け6農産第4375号農産局長通知）第2の3により、入札に参加する者の要件を満たすことを農林水産省農産局長から通知を受けている者（以下「入札参加者」という。）。

3 入札関係書類の掲載ウェブサイト及び期間

(1) 掲載ウェブサイト

入札書の様式は、受託事業者、年産によって整理番号等が異なるので注意すること。

① NX商事株式会社 物流商品・機器部 掲載ウェブサイト

<https://www.nx-shoji.com/service/goods/rice/>

② 農林水産省農産局のウェブサイト（政府備蓄米の買戻し条件付売渡しについて）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/bichiku_hambai.html

(2) 期間：令和7年4月16日（水）から令和7年4月23日（水）まで

4 入札説明会

入札参加者を対象に、農林水産省農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）との共催で入札説明会を行う。

(1) 参加申込期限： 令和7年4月18日（金）10：00

(2) 申込方法： 下記の申込先メールアドレスに、法人名、出席者の所属、役職及び氏名並びに連絡先（メールアドレス及び電話番号）を記載した電子メールを送信すること。

メールの件名は「令和7年4月18日入札説明会参加申込み（〇〇）」とすること。

注：「（〇〇）」には、法人の略称を記入。

申込先メールアドレス：shikakushinsatou※maff.go.jp

（送信の際は※を@に置き換える。）

(3) 入札説明会開催日時：令和7年4月18日（金）16：00～

(4) 開催方法等：WEB会議（Microsoft Teams）により開催する。

参加者は、貿易業務課から送信するWEB会議用のURLにより参加する。

5 入札書の提出方法等

(1) 提出先

提出先メールアドレス：shikakushinsatou※maff.go.jp

（送信の際は※を@に置き換える。）

(2) 入札書等受付締切日時

① 初度の申込み

令和7年4月23日（水）10時00分必着

② ①の落札残がある場合の申込み

令和7年4月24日（木）14時00分必着

③ ②の落札残がある場合の申込み

令和7年4月25日（金）14時00分必着

※ ①又は②の入札の進行状況により、時間を変更する場合がある。変更する場合は、貿易業務課から、入札参加者に連絡する。

(3) 入札書の作成方法

入札書は、別紙2の入札書（注）により、受託事業体別、年産別に作成すること。

※注：入札書の電子ファイルは、貿易業務課から入札参加者に提供する。

入札を希望する整理番号の申込数量（トン単位）、申込単価（円/玄米60kg当たり）を入力すること。

入札を希望しない整理番号の申込数量欄及び申込単価欄は空欄とし、「0」（ゼロ）を含めて何も入力しないこと。

入札の様式は、行及び列の加除、整理番号の変更又は削除をはじめ、様式の変更を行わないこと。

入札書のファイル名は、「受託事業体：○年産：○度：入札参加者（略称）」とすること。（例：「○○食糧：6年産：初度：○○米穀」）

(4) 入札書の提出方法

入札書を添付した電子メールを、(1)の提出先メールアドレスに、(2)の入札書等受付締切日時までに送信すること。

提出先メールアドレスに電子メールを受信後、貿易業務課から入札参加者に入札書を受領した旨を返信する。（一定の時間が経過しても返信がない場合は、貿易業務課に問い合わせていただきたい。（夜間、休日を除く。））

返信メール送信後の入札書の変更、再提出は認めない。

また、入札書を添付した電子メールが複数回送信された場合は、最も早く到着した電子メールを有効とする。

6 入札（開札）を執行する日時

(1) 日時：令和7年4月23日（水）～令和7年4月25日（金）

(2) 入札は、米麦システムの機能を用いて実施する。

7 入札の無効又は取消し

(1) 本公告に示した入札参加者でない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書は、代表者名等が記載されたものとし、申込数量にトン未満の端数を付した入札並びに申込単価に円未満の端数を付した入札は、無効とする。

(3) 同一の整理番号に対し、入札者が2通り以上の意思表示をした際は、当該申込を無効とする。

(4) 入札公告後において、品質上の理由等により、入札に付された対象米穀が正品でない可能性があることを確認したときは、1の(2)の対象米穀からの取消し又は当該

米穀に対する入札を取り消すことがある。

(5) その他この入札に関する制限に違反する入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

次の方法により落札者として決定する。

- (1) 入札参加者から提出のあった入札書において、整理番号ごとに最低販売価格を上回る札のうち、最も高価の札から販売予定数量に達するまでの札を入れた入札参加者を落札者として決定する。
- (2) 落札となる同価の札を入れた入札参加者が2以上ある場合は、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 最後の順位となる落札者が2以上ある場合は、入札参加者又は入札事務に関係のない農林水産省職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) (1)から(3)までの場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して販売予定数量を超える場合は、その超える数量については落札がないものとする。
- (5) 落札残に係る入札においては、入札参加者が入札書に記載した各整理番号の申込数量から、当該整理番号に係る落札数量を差し引いた数量を申込数量とする。

9 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 契約情報の公開

当該入札に係る契約者及び当該契約者に係る契約数量について、農林水産省のホームページに掲載することにより公開するものとする。

11 同意事項

- (1) 在庫倉庫における在姿での引渡しとする。
- (2) 引渡数量は、対象米穀一覧表の備考欄に記載した数量となる。
- (3) 引取期限（令和7年6月末日）までに、売買契約数量の全量引取りが行われないなどの契約不履行があった場合は、
 - ① 不履行が判明した時点で次回の入札に参加できないこと。
 - ② 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の規定に基づく国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）を停止又は取消す場合があること。

12 その他

- (1) 落札者が契約を締結しないときは、基本要領に基づき売渡申込資格を停止する場合がある。
- (2) 2の「入札に参加する者」については、農林水産省職員が確認を行い、要件を満たさないことが確認されたときは、基本要領に基づき売渡申込資格を停止する場合がある。
- (3) 本公告に記載なき事項は、入札説明書による。

令和7年4月16日

所在地：東京都港区海岸1-14-22

受託事業体名：NXグループ

NX商事株式会社

物流商品・機器部

担当：白木・十文字

電話：03-6734-8048/8053

政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し対象米穀一覧表

受託事業体： NXグループ

整理番号	所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
15301	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	紙袋 30	543	542,580
15302	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	紙袋 30	284	283,500
15303	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	1,799	1,799,280
15304	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	95	95,040
15305	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	2等	紙袋 30	1	960
15306	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	2等	フレコン 1,080	3	3,240
15307	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	872	871,560
15308	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	1,460	1,460,160
15309	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	1等	紙袋 30	9	9,090
15310	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	2等	紙袋 30	52	52,080
15311	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	3等	紙袋 30	40	39,990
15312	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	1等	フレコン 1,080	75	74,520
15313	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	3等	フレコン 1,080	13	12,960
15314	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	紙袋 30	1,998	1,998,120
15315	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	3等	紙袋 30	123	122,520
15316	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	351	351,000
15317	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	2等	フレコン 1,080	136	136,080
15318	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	1,663	1,663,200
15319	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	446	446,040
15320	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	3等	フレコン 1,080	143	142,560
15321	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	686	685,800
15322	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	567	567,000
15323	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	444	443,880
15324	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	3等	フレコン 1,080	4	4,320
15325	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	紙袋 30	1,403	1,403,067
15326	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	紙袋 30	91	90,930
15327	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	503	503,280
15328	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	90	89,640
15329	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	220	220,320
15330	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	246	246,240
15331	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	紙袋 30	89	88,560
15332	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	紙袋 30	639	638,520
15333	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	707	707,400
15334	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	648	648,000
15335	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	132	131,760
15336	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	368	368,280
15337	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	706	706,320
15338	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	210	209,520
15339	青森県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	3等	フレコン 1,080	51	50,760
15340	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	あきたこまち	1等	紙袋 30	146	145,500
15341	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	あきたこまち	2等	紙袋 30	100	100,020
15342	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	333	332,640
15343	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	紙袋 30	486	486,450
15344	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	3等	紙袋 30	83	82,650
15345	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	702	702,000
15346	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	647	646,920
15347	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	3等	フレコン 1,080	59	59,400
15348	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	130	129,600
15349	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	あきたこまち	1等	紙袋 30	397	396,990
15350	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	あきたこまち	1等	フレコン 1,080	3	3,240

整理番号	所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
15351	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	231	230,820
15352	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	3等	紙袋 30	27	26,520
15353	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	3等	フレコン 1,080	3	3,240
15354	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	銀河のしずく	1等	紙袋 30	171	170,550
15355	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	銀河のしずく	2等	紙袋 30	8	7,620
15356	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	銀河のしずく	2等	フレコン 1,080	44	44,280
15357	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	1等	紙袋 30	48	48,000
15358	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	2等	紙袋 30	93	92,790
15359	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	3等	紙袋 30	32	31,530
15360	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	1等	フレコン 1,080	44	44,280
15361	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	つがるロマン	3等	フレコン 1,080	33	33,480
15362	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	紙袋 30	415	415,110
15363	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	3等	紙袋 30	74	74,010
15364	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	73	73,440
15365	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	100	100,440
15366	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	303	303,480
15367	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	27	27,000
15368	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	162	162,000
15369	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	いわてっこ	1等	紙袋 30	275	274,920
15370	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	かけはし	1等	紙袋 30	64	64,320
15371	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	かけはし	2等	紙袋 30	2	2,460
15372	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	1	810
15373	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	29	28,560
15374	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	10	9,870
15375	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	3等	紙袋 30	1	780
15376	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	58	58,320
15377	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	3等	フレコン 1,080	83	83,160
15378	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	411	411,480
15379	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	3等	フレコン 1,080	94	93,960
15380	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	あきたこまち	2等	紙袋 30	116	115,740
15381	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	あきたこまち	3等	紙袋 30	10	9,660
15382	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	いわてっこ	1等	紙袋 30	49	49,440
15383	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	いわてっこ	2等	紙袋 30	7	7,230
15384	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	いわてっこ	1等	フレコン 1,080	93	92,880
15385	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	どんびしゃり	1等	紙袋 30	36	36,300
15386	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	どんびしゃり	2等	紙袋 30	26	26,100
15387	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	9	8,940
15388	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	125	125,010
15389	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	21	21,000
15390	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	136	136,080
15391	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	1	1,080
15392	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	紙袋 30	1,202	1,201,980
15393	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	銀河のしずく	1等	紙袋 30	11	11,130
15394	岩手県	水稲うるち玄米	令和5年産	岩手県	銀河のしずく	1等	フレコン 1,080	39	38,880
15395	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	15	15,090
15396	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,020	100	99,960
15397	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,020	4	4,080
15398	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	1等	紙袋 30	3	3,360
15399	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	1等	フレコン 1,020	35	34,680
15400	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	めんこいな	2等	フレコン 1,020	107	107,100
15401	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	2等	紙袋 30	8	7,740
15402	秋田県	水稲うるち玄米	令和5年産	秋田県	ゆめおぼこ	2等	フレコン 1,020	194	193,800
15403	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	紙袋 30	1,095	1,095,240
15404	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	紙袋 30	1,822	1,821,510
15405	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	3等	紙袋 30	63	63,450

整理番号	所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
15406	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	1等	紙袋 30	267	267,060
15407	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	紙袋 30	333	332,910
15408	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	3等	紙袋 30	14	14,070
15409	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	1等	紙袋 30	16	16,380
15410	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	紙袋 30	95	94,500
15411	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	紙袋 30	165	164,700
15412	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	1等	フレコン 1,080	268	267,840
15413	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	紙袋 30	171	171,180
15414	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	1等	紙袋 30	38	37,800
15415	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	紙袋 30	392	391,740
15416	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	3等	フレコン 1,080	1	1,080
15417	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	1等	紙袋 30	382	382,200
15418	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	紙袋 30	208	207,810
15419	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	3等	紙袋 30	19	18,930
15420	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	1等	フレコン 1,080	200	199,800
15421	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	フレコン 1,080	179	179,280
15422	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	1等	フレコン 1,080	134	133,920
15423	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	2等	フレコン 1,080	149	149,040
15424	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	1等	紙袋 30	228	228,000
15425	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	3等	紙袋 30	46	46,410
15426	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	3等	紙袋 30	178	178,230
15427	山形県	水稲うるち玄米	令和5年産	山形県	はえぬき	3等	フレコン 1,080	63	62,640
15428	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	あきたこまち	1等	紙袋 30	10	10,350
15429	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	あきたこまち	2等	紙袋 30	5	5,190
15430	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	あきたこまち	1等	フレコン 1,080	4	4,320
15431	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	あきだわら	2等	紙袋 30	1	510
15432	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	17	16,860
15433	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	3等	フレコン 1,080	98	98,280
15434	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	1等	紙袋 30	12	12,300
15435	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	2等	紙袋 30	9	9,180
15436	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	1等	フレコン 1,080	8	7,560
15437	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	はえぬき	2等	紙袋 30	5	5,400
15438	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	はえぬき	2等	フレコン 1,080	5	5,400
15439	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	紙袋 30	21	21,000
15440	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	16	16,080
15441	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	3等	紙袋 30	7	7,050
15442	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつぐ	2等	紙袋 30	4	3,780
15443	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつぐ	2等	フレコン 1,080	2	2,160
15444	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつぐ	2等	紙袋 30	3	2,880
15445	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつぐ	1等	フレコン 1,080	58	58,320
15446	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつぐ	2等	フレコン 1,080	9	8,640
15447	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	あきだわら	1等	紙袋 30	5	5,010
15448	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	あきだわら	1等	フレコン 1,080	35	34,560
15449	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	あきだわら	2等	フレコン 1,080	24	23,760
15450	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	コシヒカリ	3等	紙袋 30	5	4,890
15451	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	チヨニシキ	2等	フレコン 1,080	1	1,080
15452	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	つきあかり	1等	紙袋 30	1	990
15453	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	つきあかり	1等	フレコン 1,080	41	41,040
15454	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	つきあかり	2等	フレコン 1,080	1	1,080
15455	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	1等	フレコン 1,080	133	132,840
15456	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	2等	フレコン 1,080	30	30,240
15457	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ひとめぼれ	3等	フレコン 1,080	2	2,160
15458	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ミルキークイーン	1等	紙袋 30	16	15,510
15459	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	ミルキークイーン	2等	紙袋 30	9	9,030
15460	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつぐ	1等	紙袋 30	69	69,090

整理番号	所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
15461	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつぶ	2等	紙袋 30	72	71,550
15462	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつぶ	3等	紙袋 30	5	5,280
15463	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつぶ	1等	フレコン 1,080	726	725,760
15464	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	天のつぶ	2等	フレコン 1,080	85	85,320
15465	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつぶ	1等	紙袋 30	189	189,180
15466	福島県	水稲うるち玄米	令和5年産	福島県	里山のつぶ	1等	フレコン 1,080	93	92,880
15467	群馬県	水稲うるち玄米	令和5年産	千葉県	ふさこがね	1等	紙袋 30	17	17,400
15468	群馬県	水稲うるち玄米	令和5年産	千葉県	ふさこがね	2等	紙袋 30	15	15,450
15469	群馬県	水稲うるち玄米	令和5年産	千葉県	ふさこがね	3等	紙袋 30	71	71,220
15470	群馬県	水稲うるち玄米	令和5年産	千葉県	ふさこがね	1等	フレコン 1,020	442	441,660
15471	群馬県	水稲うるち玄米	令和5年産	千葉県	ふさこがね	2等	フレコン 1,020	58	58,140
15472	埼玉県	水稲うるち玄米	令和5年産	福井県	ハナエチゼン	1等	フレコン 1,020	38	37,740
15473	埼玉県	水稲うるち玄米	令和5年産	福井県	ハナエチゼン	2等	フレコン 1,020	27	26,520
15474	埼玉県	水稲うるち玄米	令和5年産	福井県	ハナエチゼン	3等	フレコン 1,020	2	2,040
15475	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	50	50,430
15476	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	20	20,040
15477	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	3等	紙袋 30	19	18,930
15478	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	2等	フレコン 1,080	12	11,880
15479	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ハナエチゼン	1等	紙袋 30	13	12,600
15480	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづほ	3等	紙袋 30	28	28,080
15481	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	1等	フレコン 1,080	65	64,800
15482	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	青森県	まっしぐら	2等	フレコン 1,080	43	43,200
15483	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	30	30,240
15484	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ハナエチゼン	1等	フレコン 1,080	21	20,520
15485	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづほ	1等	紙袋 30	109	108,900
15486	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづほ	2等	紙袋 30	115	115,440
15487	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづほ	1等	フレコン 1,080	457	456,840
15488	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづほ	2等	フレコン 1,080	73	73,440
15489	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	能登ひかり	1等	紙袋 30	16	15,870
15490	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	能登ひかり	2等	紙袋 30	4	4,380
15491	新潟県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	能登ひかり	3等	紙袋 30	5	4,710
15492	愛知県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	1	1,080
15493	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	59	59,400
15494	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ハナエチゼン	1等	フレコン 1,080	36	35,640
15495	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづほ	1等	フレコン 1,080	745	745,200
15496	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづほ	2等	フレコン 1,080	48	47,520
15497	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	三重県	キヌヒカリ	1等	紙袋 30	56	56,370
15498	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	三重県	キヌヒカリ	2等	紙袋 30	46	45,660
15499	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	三重県	キヌヒカリ	3等	紙袋 30	8	7,920
15500	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	三重県	みえのゆめ	1等	紙袋 30	69	68,910
15501	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	三重県	みえのゆめ	2等	紙袋 30	70	70,470
15502	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	三重県	みえのゆめ	3等	紙袋 30	7	7,170
15503	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	1等	紙袋 30	158	158,340
15504	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	129	128,520
15505	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	3等	紙袋 30	16	16,050
15506	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ハナエチゼン	1等	紙袋 30	27	27,450
15507	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ハナエチゼン	2等	紙袋 30	7	6,630
15508	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ハナエチゼン	3等	紙袋 30	7	7,140
15509	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづほ	1等	紙袋 30	574	573,900
15510	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづほ	2等	紙袋 30	166	166,470
15511	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづほ	3等	紙袋 30	17	16,680
15512	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	158	157,680
15513	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	2等	フレコン 1,080	8	7,560
15514	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ハナエチゼン	1等	フレコン 1,080	112	112,320
15515	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづほ	1等	フレコン 1,080	1,565	1,564,920

整理番号	所在地	種類	年産	産地	品種	等級	包装	数量 (トン)	数量 (Kg)
15516	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづぼ	2等	フレコン 1,080	21	20,520
15517	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	ゆめみづぼ	3等	フレコン 1,080	1	1,080
15518	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	2等	フレコン 1,080	8	7,560
15519	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	能登ひかり	1等	フレコン 1,080	12	11,880
15520	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	岐阜県	あきさかり	1等	紙袋 30	32	31,590
15521	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	岐阜県	あきさかり	2等	紙袋 30	34	33,780
15522	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	岐阜県	あきさかり	3等	紙袋 30	20	19,980
15523	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	岐阜県	にじのきらめき	2等	紙袋 30	48	48,000
15524	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	岐阜県	ハツシモ	1等	紙袋 30	181	180,660
15525	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	岐阜県	ハツシモ	2等	紙袋 30	20	19,830
15526	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	岐阜県	ひとめぼれ	2等	紙袋 30	101	101,160
15527	三重県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	能登ひかり	1等	フレコン 1,080	13	12,960
15528	大阪府	水稲うるち玄米	令和5年産	福井県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	58	58,140
15529	大阪府	水稲うるち玄米	令和5年産	福井県	コシヒカリ	3等	紙袋 30	3	2,910
15530	大阪府	水稲うるち玄米	令和5年産	福井県	ハナエチゼン	2等	紙袋 30	44	43,800
15531	大阪府	水稲うるち玄米	令和5年産	福井県	ハナエチゼン	1等	フレコン 1,020	212	212,160
15532	大阪府	水稲うるち玄米	令和5年産	福井県	ハナエチゼン	1等	紙袋 30	390	389,760
15533	大阪府	水稲うるち玄米	令和5年産	福井県	ハナエチゼン	1等	フレコン 1,020	1,122	1,122,000
15534	広島県	水稲うるち玄米	令和5年産	広島県	あきさかり	1等	紙袋 30	41	40,980
15535	広島県	水稲うるち玄米	令和5年産	広島県	あきだわら	1等	紙袋 30	10	10,470
15536	広島県	水稲うるち玄米	令和5年産	石川県	コシヒカリ	1等	フレコン 1,080	13	12,960
15537	高知県	水稲うるち玄米	令和5年産	高知県	コシヒカリ	2等	紙袋 30	10	10,020

【別紙 2】

令和 年 月 日

N X グループ

代表者 N X 商事株式会社 物流商品・機器部殿

住 所：

商号又は名称又は氏名：

代 表 者 氏 名：

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し入札書（〇回）

（令和 5 年産）

下記のとおり買受けを希望するので、提出します。

記

整理番号	申込数量（トン）	申込単価（円／玄米60kg）
15301		
15302		
15303		
15304		
15305		
15306		
15307		
15308		
15309		
15310		
15311		
15312		
15313		
15314		
15315		
15316		
15317		
15318		
15319		
15320		
15321		
15322		
15323		
15324		

整理番号	申込数量 (トン)	申込単価 (円/玄米60kg)
15325		
15326		
15327		
15328		
15329		
15330		
15331		
15332		
15333		
15334		
15335		
15336		
15337		
15338		
15339		
15340		
15341		
15342		
15343		
15344		
15345		
15346		
15347		
15348		
15349		
15350		
15351		
15352		
15353		
15354		
15355		
15356		
15357		
15358		
15359		
15360		
15361		
15362		
15363		

整理番号	申込数量 (トン)	申込単価 (円/玄米60kg)
15364		
15365		
15366		
15367		
15368		
15369		
15370		
15371		
15372		
15373		
15374		
15375		
15376		
15377		
15378		
15379		
15380		
15381		
15382		
15383		
15384		
15385		
15386		
15387		
15388		
15389		
15390		
15391		
15392		
15393		
15394		
15395		
15396		
15397		
15398		
15399		
15400		
15401		
15402		

整理番号	申込数量 (トン)	申込単価 (円/玄米60kg)
15403		
15404		
15405		
15406		
15407		
15408		
15409		
15410		
15411		
15412		
15413		
15414		
15415		
15416		
15417		
15418		
15419		
15420		
15421		
15422		
15423		
15424		
15425		
15426		
15427		
15428		
15429		
15430		
15431		
15432		
15433		
15434		
15435		
15436		
15437		
15438		
15439		
15440		
15441		

整理番号	申込数量 (トン)	申込単価 (円/玄米60kg)
15442		
15443		
15444		
15445		
15446		
15447		
15448		
15449		
15450		
15451		
15452		
15453		
15454		
15455		
15456		
15457		
15458		
15459		
15460		
15461		
15462		
15463		
15464		
15465		
15466		
15467		
15468		
15469		
15470		
15471		
15472		
15473		
15474		
15475		
15476		
15477		
15478		
15479		
15480		

整理番号	申込数量 (トン)	申込単価 (円/玄米60kg)
15481		
15482		
15483		
15484		
15485		
15486		
15487		
15488		
15489		
15490		
15491		
15492		
15493		
15494		
15495		
15496		
15497		
15498		
15499		
15500		
15501		
15502		
15503		
15504		
15505		
15506		
15507		
15508		
15509		
15510		
15511		
15512		
15513		
15514		
15515		
15516		
15517		
15518		
15519		

整理番号	申込数量 (トン)	申込単価 (円/玄米60kg)
15520		
15521		
15522		
15523		
15524		
15525		
15526		
15527		
15528		
15529		
15530		
15531		
15532		
15533		
15534		
15535		
15536		
15537		

入札説明書

この入札説明書は、政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に、入札を行うため必要な事項について説明するものである。

1 入札参加者の心得

- (1) 入札参加者は、あらかじめ、入札公告、この入札説明書、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号）、「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領」（令和7年2月14日付け6農産第4375号。以下「条件付売渡し要領」という。）及び契約書案の条項を熟覧の上、参加しなければならないものとし、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、代理人をして参加させるときは、その委任状を入札執行者に対して提出させなければならない。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札において他の入札参加者の代理をすることができない。
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等受付締切日時を過ぎたときは、応札することができない。
- (5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

2 入札書の記載等

- (1) 入札書は、別紙2の書式により作成し申請者の氏名を表記し応札しなければならない。
- (2) 入札書には、数字は算用数字により入力するものとする。
- (3) 代表者欄には、入札参加要件審査の申請の際に用いた代表者の氏名を記入すること。なお、代理人をして応札させる場合は、代理人の氏名を記入すること。
- (4) 代理人による応札の場合は、入札書に競争参加者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載するものとする。
- (5) 入札書（別紙2）の申込数量は、別紙1の「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し対象米穀一覧表」（以下「対象米穀一覧表」という。）に記載する各整理番号の提示数量の範囲内で、買い受けを申し込む数量をトンの単位で記載（入力）することし、トン未満の端数を付してはならない。

また、提示数量が30トン未満の整理番号については、申込数量を当該整理番号の提示数量の全量とすること。
- (6) 入札書（別紙2）の申込単価は、消費税及び地方消費税相当額を含まない容器包装込みの玄米60キログラム当たりの金額を円の単位で記載（入力）するものとし、円未満の金額を付してはならない。

なお、販売代金の支払に当たっては、落札単価に数量を乗じた価格に消費税相当額を加算した金額を支払うものとする。

- (7) 落札残が生じる場合は、これを対象として入札を行うこととし、入札は3回（初回を含む。）まで行う。

上記の入札（初回から3回）については、入札公告5の(2)の①の初度の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（初回から3回）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

初回から3回の入札においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (8) (7)の入札を行ってもなお落札残が生じる場合は、さらに3回入札（4回から6回）を行う。

上記の落札残に係る入札（4回から6回）については、入札公告5の(2)の②の落札残がある場合の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（4回から6回）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

4回から6回の入札においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (9) (8)の入札を行ってもなお落札残が生じる場合は、さらに3回入札（7回から9回）を行う。

上記の落札残に係る入札（7回から9回）については、入札公告5の(2)の③の落札残がある場合の申込みの際に、1通の電子メールにすべての入札書（7回から9回）を添付して、一括して入札書を提出するものとする。

7回から9回の入札においては、それぞれ同じ整理番号に申し込むこととし、入札回によって申し込む整理番号を変更してはならない。ただし、申し込む整理番号を減じることは可とする（その後の入札において、減じた整理番号に再び申し込むことは不可）。

また、各整理番号の申込数量を増減させてはならない。

- (10) 提出済みの入札書の引換え、変更又は取消しはできない。

3 入札参加者の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 各受託事業者が入札に付す政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る対象米穀に対する入札数量の合計が、入札公告の1の(3)の農林水産省農産局長が入札参加数者別に設定する上限数量を超える者のすべての入札
- (2) 落札残に係る入札において、これまで落札した数量と落札残に係る申込数量の合計が上限数量を超えた場合の当該落札残に係る入札
- (3) 対象米穀一覧表の提示数量が30トン未満の整理番号の入札において、提示数量の全

量を申込数量としない入札

- (4) 入札書の様式を変更した入札
- (5) 競争に参加する要件を満たしていない者がした入札
- (6) 買受申込みに際し、虚偽の申告をした者がした入札
- (7) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (8) 入札者の記名のない入札
- (9) 入札価格を訂正した入札
- (10) 入札価格に円未満の数を付した入札
- (11) 入札書が所定の記載方法によらない入札
- (12) 整理番号別の提示数量を超えて入札した者の当該整理番号に対する入札
- (13) 入札の対象とされる数量及び金額に係る記載が不鮮明又は不明確な入札
- (14) 他人の代理を兼ねた又は2人以上の代理をした入札
- (15) 入札者が2通り以上の意思表示をした際の当該入札
- (16) 入札に制限を設けた場合に、その制限に反して入札をした者の入札
- (17) 入札公告5の(4)以外の電信、電報及びファクシミリによる入札
- (18) 公正な手段によらない入札
- (19) 前号までに掲げるもののほか、この説明書に定める条件に違反した入札

4 落札結果の通知

- (1) 落札の結果は、入札参加者に対し、入札執行日の最終日の翌日までに原則として入札要件審査の申請書に記載してある連絡先等に連絡を行う。
- (2) 落札の決定が遅れる等により、結果の連絡ができない場合は、別途連絡する。

5 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 契約の締結

- (1) 落札した入札参加者は、令和7年5月15日（木）までに契約書に記名押印の上、契約を締結しなければならない。
- (2) 落札した入札参加者は、契約締結後、速やかに、農林水産省農産局長（農林水産省農産政策部企画課）に、条件付売渡し要領第5の1に基づく計画書を提出しなければならない。

7 入札に関する問い合わせ先

NXグループ

NX商事株式会社 物流商品・機器部

担当 白木・十文字

電話 03-6734-8048/8053

FAX 03-6734-8039

令和7年4月16日

買戻し条件付政府備蓄米取扱い契約書

買戻し条件付政府備蓄米（以下「政府所有米穀」という。）の販売等業務の受託事業者である株式会社神明（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し要領（令和7年2月14日付け6農産第4375号農林水産省農産局長通知）に基づき、乙による政府所有米穀の取扱いについて下記のとおり契約する（以下「本契約」という）。

第1条（目的）

甲は、政府所有米穀の販売等に関する業務について、政府から販売等の業務代行の委託を受けた。本契約は、政府と甲の政府所有米穀の販売業務委託契約書に添付された政府所有米穀の販売等業務仕様書に基づき、甲が乙に引渡しする政府所有米穀の取扱い事項を定めるものであり、その他別途定める事項を除き、甲乙間の取引に共通して適用されるものとする。

第2条（契約の締結）

乙は、政府備蓄米の買戻し条件付き売渡し要領に規定する政府所有米穀の買受資格者とし、甲は政府所有米穀の販売等業務の受託事業者とする。甲又は乙がそれぞれの要件を喪失した場合以降の取引はできないものとする。

2 乙は、政府所有米穀買受の決定後、直ちに甲との間で本契約を締結する。

第3条（契約内容）

政府所有米穀の種類、買受数量、単価、買受金額、引渡し期限、引渡し場所、買受代金振込日その他取引に必要な事項は、別途定める。

第4条（米穀の用途）

乙は、買い受けた政府所有米穀を主食の用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売・譲渡してはならない。

第5条（政府所有米穀の引渡し）

甲は、買受代金を政府に納付し、政府が引渡しを承認後、別途定めた引渡場所に持ち込み、乙に引渡すものとする。

2 引渡数量は、保管時に管理している量目に基づく発倉庫出荷数量最終とする。

3 甲は、政府から通知される引渡通知書に記載されている引渡日を乙に連絡し、乙は引渡日に政府所有米穀を受取るものとする。

4 乙は、政府所有米穀を引取り後、甲に対し所定の受取り報告をする。

5 乙は、引渡数量に量目欠減が発生した場合は、速やかに欠減状況を甲に報告する。甲は、乙から報告を受けた場合、速やかに農産局長に報告し、乙は、農産局長からの指示に従う。

第6条（引渡現品の管理）

乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

第7条（異常時の対応）

乙は、甲から買い受けた政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに次の対応を行うものとし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）又は甲がその他必要な指示を行った場合は、これに従うものとする。

- 一 当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中止及び出荷停止を行うとともに、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。
- 二 当該製品の販売先、販売数量等について、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。

第8条（契約の内容に適合しない現品の交換）

乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（加工を行う前のものに限る。）に本契約の内容に適合しないものを発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

- 2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議を行い、乙が前項の契約の内容に適合しない政府所有米穀の交換を求めたときは、食料安定共有特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等同量の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。
- 3 前項の引渡しにおいて、政府所有米穀について、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した場合又は引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがあるときであって、その不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合は、同等同量の政府所有米穀との引渡しの対象としない。
ただし、甲が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 4 第2項の場合において、乙は、契約の内容に適合しない政府所有米穀を甲に返還する。
また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めたときは、あらかじめ農産局長の承認を得て、運送するものとする。

第9条（催告による契約の解除）

甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

第10条（催告によらない契約の解除等）

甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局

長の承認を得て、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- 一 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 二 農産局長が、乙の政府所有米穀の買受資格を取り消したとき。
 - 三 本契約に基づく義務の全部の履行が不能であるとき。
 - 四 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 五 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。
 - 六 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 七 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条又は前項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。
- 4 甲は、前条、第1項若しくは第2項、第11条、第12又は第13条第2項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米穀の買入代金の全部又は一部を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀の全部又は一部を甲に返還する。

第11条（属性要件に関する契約解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除をすることができる。

- 一 団体の役員等（代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第12条（行為要件に基づく契約解除）

甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第13条（表明確約）

乙は、第11条各号及び前条各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、第11条各号及び前条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

第14条（再請負契約等に関する契約解除）

乙は、契約後に甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

第15条（違約金）

乙は、第9条、第10条第2項の各号、第11条、第12条又は前条第2項により契約の全部又は一部を解除したときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

第16条（違約金の納付期限）

乙は、前条の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

第17条（損害賠償）

乙が、本契約に基づく義務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由がなかったことを立証した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当するときには、本契約に基づく義務の履行に代わる甲の認定する損害額を賠償しなければならない。
 - 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。
 - 二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

第18条（責任）

甲又は乙は、政府所有米穀の販売等に関する業務の実施において、自らの責めに帰すべき事由により相手方に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償しなければならない。

第19条（責任の免除）

甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となったとき。
- 二 売買契約の全部又は一部の解除をしたとき。
- 三 引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その不適合の発生の原因が甲の責めに帰し得ないとき。

第20条（帳簿等の整備等）

乙は、買い受けた米穀を区分して管理し、その受払状況について、台帳を整備しなければならない。

- 2 乙は、乙の販売先との間で、買い受けた米穀を区分して管理し、その受払状況について、台帳を整備させるとともに、当該米穀の精米の販売状況について紙様式により、報告を求めることについて約定しなければならない。

第21条（調査、報告）

乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

- 2 乙は、甲から求めがあった場合には、本契約により買い受けた米穀の取引先との売買契約書その他取引関係が明らかになる書類を甲に提出する。
- 3 乙は、乙の販売先との間で、本契約により買い受けた米穀について、乙の販売先は、原則として玄米による販売は行わないこととし、精米により小売事業者等の実需者へ販売することについて約定しなければならない。ただし、乙の販売先が、とう精能力を有する小売事業者等の実需者に販売する場合、給食等を提供する事業者に販売する場合又はとう精、輸送、保管若しくは決済能力を有する複数の卸売事業者と小売事業者等の実需者との間の契約等に基づき販売することとされている当該卸売事業者に販売する場合（転売による差益の収受を目的とするものではなく、当該実需者に販売された米穀が引き渡されることが明らかなものに限る。）には、玄米による販売を行うことができる。

- 4 乙は、乙の販売先との間で、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。
- 5 乙は、乙との契約先との間で、本契約により買い受けた米穀を委託して加工を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、本契約により買い受けた政府所有米穀について廃棄を行う場合にあっては、当該米穀を当該廃棄に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。
- 6 前項の場合において、乙は、委託先又は当該者が政府所有米穀の加工、再調製又は廃棄（以下「加工等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の加工等に関する契約についても、同様とする。

第 2 2 条（業務委託の禁止）

乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章の I の第 2 の 5 により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

第 2 3 条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

第 2 4 条（乙に係る制限）

乙は、政府が売渡しを行った政府所有米穀と同等同量の国内産米穀（農産局長が定める産年の米穀に限る。）について、農産局長が定める期日までに政府に対する売渡しを行うこととし、当該売渡しに係る契約を政府と締結する。

- 2 乙は、前項の農産局長が定める期日について農産局長と協議を行うことができる。

第 2 5 条（買受代金の支払い）

買受代金の支払いは前納制とする。甲は請求書を乙に届け、乙は、甲の口座に振込みにて支払う。

- 2 振込手数料は乙の負担とする。
- 3 乙から支払われた代金は甲を通じて政府に納付する。

第26条（所有権の移転と危険負担）

政府所有米穀の所有権は、5条第1項において引取りを指定した引渡し場所での引渡しをもって、政府から乙に移転する。

- 2 甲乙双方の責に帰しえない事由により政府所有米穀の全部又は一部が滅失、毀損又は変質したときは、双方協議の上この解決にあたるものとする。

第27条（第三者損害）

乙は、政府所有米穀の販売等の実施により第三者に損害を及ぼした場合、乙は当該第三者に対して責任を負うものとする。

第28条（秘密保持義務）

甲及び乙は、本契約の期間中及びその終了後といえども、政府所有米穀の販売等に関する業務に関して知り得た相手方の業務上の秘密情報を、本契約以外の目的に利用し、もしくは第三者に開示又は漏洩してはならない。

- 2 前項の規定は、甲が法令又は第1条に定める政府との間の業務委託契約に基づき、政府に対して行なう情報の開示に関しては、適用しない。

第29条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承認を得ることなく、本契約に関する権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第30条（変更）

甲及び乙は、本契約その他の取引条件について、経済事情の変動、政府所有米穀の安全に関する規制の変更その他やむを得ない事由により変更の必要性が生じたときは、双方協議の上書面により変更するものとする。

第31条（法令遵守）

甲及び乙は、本契約及びこれらに付随する合意の遂行に際し、国内外の関連法律、条例、規則等を遵守する。

第32条（契約有効期間）

本契約の有効期間は締結日より令和〇年〇月〇日までとする。

第33条（存続条項）

第4条、第14条、第20条、第21条、第27条、及び第28条は、本契約終了後も引き続き有効とする。

第34条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する裁判上の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立の証として本書 2 通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各 1 通保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

乙

別添様式

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告書

年 月 日

(買受資格者名) 宛

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

1. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの買受実績

買受年月日	産年	産地	品種	等級	包装	買受数量 (玄米トン)	金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0	0

(記載要領)
 ※1 表1及び2については、表1の産年、産地、品種ごとに作成すること。
 ※2 表2の販売数量欄は、買い受けた当該米穀を販売した数量を、隔週ごと（月曜～翌週の日曜日まで（例：3/31～4/13））に取りまとめ、直ちに報告すること。
 ※3 買い受けた産年、産地、品種が複数の場合は、表1及び2を追加すること。また、表2の販売先欄が足りない場合は、適宜行を追加し、販売数量の隔週欄が足りない場合は、適宜列を追加して記入すること。
 ※4 買受数量欄は玄米トン、販売予定数量欄及び販売数量欄は実トン単位（少数第1位は四捨五入）、販売金額欄は円単位（税抜き価格）で記入すること。
 ※5 報告に際しては、原則として電子ファイルをメールで送付すること。なお、ファイル名は「条件付売渡しの販売数量等報告書（商号又は名称）」とすること。

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績

事業者区分	販売先（事業者名）	所在地 (地番除く)	等級	包装	種類	販売予定数量 (実トン)	販売金額 (円(税抜き価格))	販売数量（合計）											
								(実トン)	〇/〇 ~ 〇/〇										
								0											
								0											
								0											
								0											
(合計)						0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、プルダウンリスト（中食・外食事業者、小売事業者）のいずれかを選択すること。
 ※ 種類欄は、プルダウンリスト（精米、玄米）のいずれかを選択すること。

1. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの買受実績

買受年月日	産年	産地	品種	等級	包装	買受数量 (玄米トン)	金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0	0

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績

事業者区分	販売先（事業者名）	所在地 (地番除く)	等級	包装	種類	販売予定数量 (実トン)	販売金額 (円(税抜き価格))	販売数量（合計）											
								(実トン)	〇/〇 ~ 〇/〇										
								0											
								0											
								0											
								0											
(合計)						0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、プルダウンリスト（中食・外食事業者、小売事業者）のいずれかを選択すること。
 ※ 種類欄は、プルダウンリスト（精米、玄米）のいずれかを選択すること。